

明治前期における道德教育と社会教育の関係に関する一考察

Study of the Relation between Moral Education and Social Education in the Early Meiji era

毛内 嘉威*・佐藤 三三**
Yoshitake MONAI*・Sanzo SATO**

要 旨

本稿は、明治前期における子どもの道德性をはぐくむための取り組みについて、道德教育と社会教育の関係を道德教育史に沿いながら明らかにした。道德教育と社会教育が一体となって補完し合うことが、子どもの道德心の涵養に繋がり、道德性をはぐくむことになる。

キーワード：道德教育 社会教育 修身 徳育 教育勅語

はじめに ー本稿の課題ー

- I 学制から改正教育令期における徳育の動向
 - II 開発教授法と修身科教育そして社会教育の関係
 - III 徳育を巡る論争と社会教育の関係
 - IV 森有礼の徳育方針と社会教育の関係
- 終わりに

はじめに ー本稿の課題ー

本稿は、明治前期（～明治25年前後まで）における学校教育における道德教育（以下、道德教育と呼ぶ。）と社会教育の関係を明らかにする。

道德教育の要として昭和33年に道德の時間が特設され、道德的実践力の育成という役割を担い、学校における道德性の育成の中心的な位置を担ってきた。しかし、道德の時間が特設されて50年以上を経たが、未だに道德性の育成という目的が果たされていない。現在の現状をみると、道德性が低下していると言わざるを得ない状況である。その最大の理由は、学校だけで道德教育を進め、社会教育と連動していないからではなかろうか。

道德の時間で培われる道德的実践力は、道德の内容と生活とを結びつけることにより培われる。その道德的実践力が基盤となって生活すべてにおける道德的実践に結びつき、そのような道德的実践を繰り返すこと

によりさらに道德的実践力が強化される。この道德的実践力と道德的実践が相互に繰り返されることによって道德性が高まっていくのである¹⁾。道德性は、道德の時間に獲得した道德的価値と子どもの生活とが結びつくことで深まり、家庭や地域社会の生活において実際に試したり生かしたりすることで育成されるのである。つまり、道德性は、学校における道德教育だけでは効果が上がらず、はぐくまれることはない。子どもの生活する家庭や地域社会を改善することをも含む社会教育と道德教育が連動することで、道德性ははぐくまれていくのである。

明治前期は、道德教育と社会教育が相互に関係し合い、両輪となって子どもの道德性をはぐくんでいたといっている。明治前期は、明治維新から国家成立までの激動期であり、欧化を進めたことにより道德の混乱を招き、学校と社会のずれが強く意識された時代であった。そしてこの道德の混乱を、学校における道德教育と社会教育が連動しながら、互いに補完し合い、

* 青森県総合学校教育センター
Aomori Prefectural School Education Center
** 弘前大学教育学部教育学科教室
Department of Pedagogy, Faculty of Education, Hirosaki University

克服していくという型を作り上げた時代でもあった。

「社会教育」という言葉だけでなく、その意味内容をも知ることができるような論考の登場が明治20年前後に集中している。「社説 教育報知の改良」(『教育報知』44号, 明治19年11月20日)・「信濃 細川兼太郎 社会教育の概目」(『教育時論』73号, 明治20年4月)・杉浦重剛「加藤弘之君の德育論」(『読売新聞』明治21年5月15日)そして信原謙造「『ハーモニー』ニ就テノ話」(『教育報知』46号, 明治19年12月4日)である。なぜこの時期に集中したのであろうか。

本稿は、以上の諸点に注目し、道德教育史に沿いながら、明治前期、とくに明治20年前後における道德教育と社会教育の密接な関係を検討し、明らかにするものである。

I 学制から改正教育令期における德育の動向

1 明治維新と啓蒙政策

明治新政府は、当時の文明開化の思潮を背景として積極的に国民を啓蒙し、これを近代国家の組織の下に編成して国家の富強を図る立場をとった。また新政府は、欧米文化の導入および指導者養成の機関として大学の創設と国民一般のための小学校の開設を試みた。しかし、維新直後は諸藩がそれぞれ独自に教育を行っており、廃藩置県によって新政府が全国の教育を統轄するまでは、全国的規模の教育方針および教育制度を確立するまでにはいたらなかった。その間新政府の内部において、また諸藩においても、しばしば復古的傾向と革新的要素が交錯して複雑な様相を呈しつつ、新しい時代の教育を模索していた。そして廃藩置県後間もない明治4年、新政府は、文部省を設置し、全国の教育を一元的に統轄することとなった。

明治初期の道德教育は、欧米の近代科学の紹介、理学思想の普及という主として知的啓蒙政策がその役割を担った。欧米の自然科学書を翻訳または抄訳編集した理科啓蒙書が多数出版された。これらは自然現象の法則を通俗的に解説して民間の迷盲を解こうとしたものである。また、欧米の地理・風俗等を紹介することも当時の啓蒙運動の重要な一面であった。そのため啓蒙的な地理教科書が多数出版され、西洋の倫理道德や政治経済に関する啓蒙書の類も出版された。そのねらいは、当時の日本に根強かった「科学技術は西洋が優れているが倫理道德については東洋が優れている」という考え方を啓蒙することであった。

2 学制と修身と社会教育施設

新政府は、明治5年に「学制」を發布し、近代学校制度を確立すると同時に、新政府の教育の基本方針も明確にした。日本の近代初等学校における「修身」の成立は、この「学制」における修身科である。学制の制定に当たり道德を教える教科を修身と命名したのは、長い間親しんできた儒教の「修身」から示唆を受けたものである²⁾。また、「修身」を独立の教科としたのは、道德教育の時間を設定していたフランスの学制にならったものである³⁾。

明治5年9月に「学制」の具体的な実施方法を説明した小学教則が公布された。小学教則における修身は「ぎょうぎのざとし修身口授」として、下等小学の1,2年のみにおかれ、1週2時間(2年の後半6ヶ月のみ1週1時間)で江戸時代から続けられてきた伝統的な「くじゆ口授」という方法を受け継いだ⁴⁾。教科書には、「みんか どうもうかい民家童蒙解」⁵⁾「どうもうをしへぐさ童蒙教草」⁶⁾「かんぜんきんもう勸善訓蒙」⁷⁾「くじゆ修身論」⁸⁾「せいほうりやく性法略」⁹⁾が使用されたが、大部分は翻訳書であった。明治6年4月文部省は布達を出し、小学教則に小学校教科書の内容が記載された。教科書には目標・内容等が示されておらず、ただ単に概略だけが示されていた¹⁰⁾。修身科の教科書が不足すると、漢書を和書(和風)に書き改めた「和語陰陽録」(明, 袁了凡原著)、「勸考邇言」(上羽勝衛著)、「修身談」(石井光致著)を教科書として追加した。創始期の修身科教育は、これらのほか、儒教教典や新たに編述された書物にいたるまで多種多様なものが使われていた。中には太閤記や義士伝の講釈までであっただけでなく¹¹⁾、西欧諸国の道德教育的な内容も重視されていた。また修身科の授業も様々な方式で行われるなど、文部省の德育方針は、確固としたものではなかった。

この他、図書館・博物館といった欧米で発達した学校教育以外の方法(社会教育施設)によって、知的啓蒙による道德的価値観の啓蒙も図られた。欧米の近代的な文物制度を取り入れて、人民の知識を啓蒙しようとする文明開化の方策は、明治政府の重要な施策であった。文部省は、明治5年4月、書籍館を博物局内に創設して一般に公開した。設置された書籍館は、6年3月博覧会事務局に合併され、8年2月に再び文部省の所管となった。同年4月に東京書籍館と改称し、翌5月から規則を定め、開館することとなった。文部省が率先して書籍館を開設したことは、すぐれた施設によって新知識を得ようとする一般の気運を盛りあげた。その他民間の手によって5年に京都集書院が開設され、新聞縦覧所が各地に開かれるなど、後の図書館

施設の発展の基礎もつくられた。博物館は図書館とともに文部省が創置当初から管轄していた施設であって、社会教育史の初頭を飾っている。明治3年より政府は、物産局仮事務所を設けて物産を収集させ、翌4年9月博物局に昇格させた。さらに、5年3月には、海外諸国にならって、博覧会も開催した。

学校教育のみならず図書館や博物館といった学校以外の教育施設にも強い関心を寄せたねらいはどこにあったのであろうか。それは、成人に対しても生活・産業・文化に関する知的啓蒙を行うと同時に、そのことを通して既存の慣習・風俗の改善のみならず道徳的価値観をも変えていこうとするねらいがあったからであらう。

3 自由教育令と修身

明治12年(1879)9月、47条から成る「教育令」が公布された。小学校についていえば、就学年限や年間出席日数の短縮を容認する条項、あるいは小学校以外の施設での就学を承認する条などの小学校設置運営についての自由な方針ゆえに、「自由教育令」とも称された。これはアメリカの教育を参考にすることによって、「何でも米国のように自由にしなければならないとして、学事は各地方の自由に任せることが望ましく、学制は干渉に過ぎる」という考えに基づいていた¹²⁾。また教育令の自由な方針は、当時の自由民権の思想と関係していたことは周知のことである。

教育令における修身の位置づけに注目してみると、教育令は小学校の教科について「読書・習字・算術・地理・歴史・修身等ノ初步トス。土地ノ状況ニ随ヒテ罫画・唱歌・体操等ヲ加ヘ又物理・生理・博物等ノ大意ヲ加フ。殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クベシ」(第三条)と規定している。修身はすべての教科の末段に掲げられているのであり、あまり重視されていなかったことがわかる¹³⁾。

社会教育に目を転じると、福沢諭吉が「人間社会教育」という言葉を用いて、語感的には社会教育論の登場を予感させるような状況が醸成されていた。佐藤三三は、福沢諭吉と社会教育について次のような見解を述べている¹⁴⁾。

明治12年(1879)、福沢諭吉は「空論止む可らず」において、「学校の教育のみを云ふに非ず」として「人間社会教育」の語を用いて、社会における実際の教育の効用を強調している。福沢は、「事々物々、尽く其実に当らんとするは能す可きに非ざれども、一事の実に当たれば其実に他に及ぼして、百事皆実に

近づくを得べし。故に人間社会教育(学校の教育のみを云ふに非ず)の要は、一事にても人をして早く実事に当たらしむるに在り」と述べている。福沢は、他にも学校だけに限定されない教育機能を重視している。「家内は社会の学校なり」、「徒に学校教場の教にのみ依存するが如きは敢えて取らざる所なり」。

このような佐藤の指摘を、道德教育の視点から見ると、福沢が主張しているのは、道德性の育成もまた「学校以外の教育」が重要であり、学校教育と社会教育が両輪となるべきであるということであったであらう。

4 教学聖旨と修身

明治12年(1879)夏、教育令の公布とほぼ同じ頃、教学聖旨が示された。明治11年の8月末から11月にかけて、明治天皇は日本各地を巡幸し、当時の我が国の教学について憂慮の意を示した。明治天皇の意を受け、侍講の儒学者元田永孚が教学聖旨の起草に当たった。教学聖旨は「教学大旨」と「小学條目二件」の二つからなる¹⁵⁾。

教学大旨は、これまでの過度の欧化主義を戒め、今後は祖宗の訓典に基づき、儒教を拠り所として、仁義忠孝を明らかにすべきことを強調する内容であった。

「小学條目二件」には、大略以下のようなことが書かれている(一)小学校に忠臣・義子・節婦の画像や写真を掲げ、幼少の時から忠孝の大儀をよく脳裏に刻み込み、その後で諸知識を教え、本末を誤らぬように指導しなければならない。(二)徒に洋語を学び、空論にはしり、将来本業に就くことが難しくなると心配される生徒が少なくない。そのため「農商ニハ農商ノ学科ヲ設ケ高尚ニ馳セス實地ニ基ツキ他日学成ル時ハ其本業ニ帰リテ益々其業ヲ盛大ニスル」ような教則を設けることが望ましい。

これに基づいて明治13年3月文部省は、編輯局を設置して小学校と中学校の教科書の編集を始め、すでに使用されている小学校、中学校、師範学校の教科書の調査を開始した。修身の教科書については、甲(小学校教科書として採用すべきでないもの)・乙(小学校教科書として採用しない方がよいもの)・丙(不適切なため採用しない方がよいがやむを得ない事情があって当分の間だけ特例として認めるもの)の3種に分類し、公表した。

教学聖旨が示されるまでの修身は、すべての教科の末段に掲げられ、疎略に扱われただけでなくその内容も一貫性を欠いていた。しかし、教学聖旨が示され

てから修身教科書は統一化の方向を歩み始めた。即ち大きく儒教主義へ、そして国家主義へ転換していく事によってその方向を統一すると同時に、修身教育は国家統一のための教科へとその位置が押し上げられたのであった。

佐藤は、明治12年の教学聖旨の中の「教学ノ要仁義忠孝ヲ明カニシテ知識才芸ヲ極メ以テ人道ヲ盡スハ我祖訓国典ノ大旨上下一般ノ教トスル所ナリ然ルニ輓近専ラ智識才芸ノミヲ尚トビ文明開化ノ末ニ馳セ品行を破リ風俗ヲ傷フ者少ナカラズ」について、次のような指摘を行っている。

「品行を破り風俗ヲ傷フ者」が多数出現している現状を嘆いている。徳育というと「仁義忠孝」そのものが問題にされがちであるが、徳育の核心は「仁義忠孝」を通して国民の「品行」や「風俗」が統制され、「品行を破り風俗ヲ傷フ者」が現れなくなることにこそある「徳育は知育と異なり、生活の中で実践し、生活の中に生き方・生き様として具現化されなければならないものである。したがって、学校教育における徳育の重視は、必然的その関心を実践の場としての家庭そして社会（風俗・習慣）へと向けていく¹⁶⁾。

こうした佐藤の指摘は、教学聖旨もまた、道德教育が学校教育の中にとどまるものではないこと、家庭や社会との協働が不可欠であることを強く示唆するものであったといえるであろう。

5 改正教育令と修身科の筆頭科目化

明治13年12月に改正教育令が發布され、小学校教育について「第三条 小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ其学科ヲ修身読書習字算術地理歴史等ノ初歩ト土地ノ情況ニ随ヒテ罫画唱歌体操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ但已ムヲ得サル場合ニ於テハ修身読書習字算術地理歴史ノ中地理歴史ヲ減スルコトヲ得」と規定した。ここにいたって初めて修身科が諸教科の筆頭におかれ最重要視されることとなったのである。さらに明治14年5月の小学校教則綱領は、全学年に修身科をおき、その学科の程度を「第10条 修身 初等科ニ於テハ主トシテ簡易ノ格言、事実等ニ就キ中等科及高等科ニ於テハ主トシテ稍高尚ノ格言、事実等ニ就テ児童ノ徳性ヲ涵養スベシ。又兼テ作法ヲ授ケンコトヲ要ス」と規定した。この時から修身科に「作法」も含まれるようになったことにも注目していいであろう。

続いて文部省は小学校教員心得（明治14年6月18日）を公布した。その第一項は、「人ヲ導キテ善良ナ

ラシムルハ、多識ナラシムルニ比スレバ、更ニ緊要ナリトス。故ニ教員タルモノハ殊ニ道德ノ教育ニカヲ用ヒ、生徒ヲシテ皇室ニ忠ニシテ国家ヲ愛シ父母ニ孝ニシテ長上ヲ敬シ朋友ニ信ニシテ卑幼ヲ慈シ及自己ヲ重ンズル等、凡人倫ノ大道ニ通暁セシメ、且常ニ己カ身ヲ以テ之カ模範トナリ生徒ヲシテ徳性ニ薰染シ善行ニ感化セシメンコトヲ努ムヘシ」という内容であった¹⁷⁾。徳育を知育より重視し、しかも忠君愛国を最も重要な道德としてあげている。政治的には自由民権運動を牽制しつつ、教育政策・道德教育のねらいとしては、西欧模倣から儒教主義そして国家主義への転換を決定的なものにする内容であった¹⁸⁾。実際、文部省はこれと連動する形で、各小学校での自由な採択は認められたものの使用する教科書を府県庁に報告することを義務づけ、徳育の在り方や目標を規定する方向を明瞭にしたのである。さらに明治15年5月には「小学校修身書編纂方大意」を府県に布達し、改正教育令・小学校教則綱領下における修身教科書の編纂方針の方向性や教科書の採択や教育方法についても規定した。そして小学校の修身教育については、児童の思惟力の未発達を挙げ、道德の道理を究めることよりも、「入徳ノ門戸ヲ認得シ道德ヲ信用敬重」させるよう導くべきであると¹⁹⁾、道德の主義を定めるには「首トシテ父兄ノ最モ信用スル所、子弟ノ最モ敬重スル所ニ着眼」すべきだとした²⁰⁾。また仏教は広く流布しているように見えるが、「下等社会ノ信向ニ帰スル」ものであり、小学校の教育を一つの宗教に任せることは好ましくない。しかし、だからといって欧米諸国の修身学をそのまま我が国の学校で用いるのも弊害があるとして、儒教を「我国中世以還上下ニ通シテ一般ニ其勢力ヲ得タル」ものとした²¹⁾。儒教は漢土から渡来してきたものだがすでに千年余にわたって我が国の上流人士の学問とされ我が国固有の道理と緊密に結びついているものだから、我が国の教学と考えてよいというのがその根拠であった²²⁾。

こうしたことと並行して、文部省編集局長の西村茂樹は、13年4月「西村茂樹編文部省発行」の『小学修身訓』（2巻）を刊行した。これは和・洋・漢の文献から広く嘉言を収録し、児童の「熟読暗記」に備えたものである。小学生にとっては難しいと思われる内容でも「熟読暗記」させて忘れないように記憶させれば、生徒は次第にその意味を了解し、一生道徳的に役立てられるという考え方に基づいていた。また、本書を使用して指導するにあたっては、所収の格言の意義を丁寧に説明したり、故事を引用して解釈し「生徒ノ

心ヲ感発開悟」するようめざすこと、善行談は収録していないが教師の口授によって別に教えることともされていた²³⁾。

文部省は、明治16年6月に『小学修身書 初等科之部』(6冊)を、明治17年11月には『小学修身書中等科之部』(6冊)を刊行した²⁴⁾。これらは、嘉言集であるが、洋書からの引用が姿を消し、和漢書だけからの引用になった点で従来と大きく異なるものであった。そして本教科書の指導に当たっては、次の点に留意すべきことが指摘されていた。

本書は故人の名言を集録したもので上記と同様に暗誦させるが、修身科は徳性の涵養を目的とするものだから、読本の学習のように文字に拘泥しすぎないこと、暗誦させる際にも児童の平常の言行に注意して編中の語を引証しながら善を褒め非を戒めて善に進ませるよう指導しなければならない。

この考えは現在の道德の時間にも通じるが、嘉言集からも分かるように、取り扱っている内容は一般の人々の道德心と一体化したものであった点に注目すべきである。

また文部省が作法書として刊行した『小学校女礼式』(明治14年)及び『小学校作法書』(明治16年)の内容は、修身科が行動様式も併せて指導することを求めており、今日でいうところの特別活動の内容を併せ持ったものへと変化している。

以上のような経緯を経て儒教に基礎をおいた修身科が重視され、その規準も明確なものになると、民間修身教科書の出版が増えただけでなく、宮内省からも道德書が出版されたようになった。明治15年、勅命によって和漢の嘉言・美談を元田永孚^{モトダナガサネ}が集録・編集した『幼学綱要』が、全国の小学校に下賜された。また、明治20年女子教訓書として『婦女鑑』^{ふじよかがみ}が皇后の命により編集刊行され、華族女学校の教科書として下賜された。これは、修身がすべての校種において重視されていたことを示している。

II 開発教授法と修身科教育そして社会教育の関係

復古主義的教育理念が打ち出された明治10年代始め、新しい教授法が導入され日本の各地で試みられた。高嶺秀夫がアメリカからペスタロッチの教育思想を抛り所にした開発教授法を導入し、東京師範学校で実践した。高嶺を通してこの教育法を学んだ若林虎三郎と白井毅は明治16年『改正教授術』を出版した。これまで修身科の教育法は、教師による一方的な口授・

御談義・国語の時間のような文義の解釈・嘉言の暗誦記憶のいずれかであったが、開発教授法²⁵⁾に接し多くの教師がこの方法に習った。開発教授法は各科教育法にも言及し修身科について、以下のように言及している。

「教訓トハ仁義五常ノ道ヲ説キ或ハ洒掃・応対・身体ノ節ヲ教フルノ類ニシテ都ベテ生徒ニ修身上ノ智識ト品行トヲ授クルナリ」「模範トハ教師躬ラ正道ヲ行ヒ品行ヲ修メ、生徒ヲシテ之ニ法ラシムベキ行儀ヲ言フ」「練習トハ生徒ヲシテ能ク教訓ト模範トニ従ヒ、之ヲ躬行シテ好キ習慣ヲ得セシムルヲ務ムルナリ」。児童の道德を改良するには教訓・模範・練習が必要であることを述べているといいいいであろう²⁶⁾。このことは本稿にとって極めて重要な意味をもっている。なぜなら、開発教授法が修身においても重視した教訓・模範・練習は、常に家庭や地域社会における生活と密接に関連させながら、指導内容を理解させ、生活に生かしたり試したりすることを求めているからである。すなわち、開発教授法は、修身科というものが家庭や地域社会での児童生徒の生活・風俗の在り方と密接不可分であること、その指導や改善が不可欠であることを、教育理論として明確にしたものであったからであり、佐藤のいう日本最初の社会教育論＝風俗改良的社会教育論の登場を学校教育の側から、道德教育の側から、しかも理論的に準備するものであったからである。

III 徳育を巡る論争と社会教育の関係

上述したように教学聖旨が示された後、学校における修身科教育は西欧模倣の方針を改め、古代からの教訓と儒教を抛り所として行われるようになった。しかし、日本の近代化・文明開化を推進するには西欧文明を摂取し西欧の水準に高めるほかないとする欧化主義的風潮も依然根強かったため、徳育の方針・方法についての論争もまた絶えず存在した。

この時期における徳育を巡る論争の一端を、伊藤博文^{モトダナガサネ}・元田永孚・福沢諭吉・加藤弘之等に注目して概観したいと思う。

「言論ノ敗レ」などの弊害があったからといって、維新以来の教育が間違っていたということではできない。現行の教則により、良善な道德書を使用させ、よい教師を選んで生徒に模範を示すべきである。つまり弊害のみを見て矯正を急ぎすぎると他の弊害を生むから注意しなければならないのであって、政府が国教を

定めて国民の道徳を管理統制すべきではない、というのは伊藤博文である²⁷⁾。これに対して、元田永孚^{モトダナガザネ}は、国教を樹立すべきだと主張し、教科書についても、伊藤が「西洋ノ修身学」を読ませるべきだと主張したのに対して、儒教の四書五経を主張した²⁸⁾。

明治15年福沢諭吉は、儒教主義の道徳教育に反対し『德育如何』を出版し、公議輿論による道徳教育を主張した。つまり、幕藩時代の公議輿論に適合した徳教である儒教を廃し、明治の道徳教育は明治の公議輿論に従って「自主独立」の趣旨を教えるべきと主張したのである²⁹⁾。また加藤弘之は、神道・儒教・仏教・キリスト教による宗教的道徳教育を提案している³⁰⁾。道徳において最も重要な心は「愛他心」であるが、儒教における慈悲、キリスト教における愛いづれも愛他心と言えるからである。

こうした德育を巡る論争は、現代において道徳の時間をどのように設定するか、如何なる道徳性を育成しようとするのか。あるいはまた、「道徳の時間」を学校における道徳教育の中だけで捉えるのか、それとももっと大きく社会全体で捉えて育成すべきなのかといった、学校教育と社会教育の関係をめぐる論争と類似している。先に、開発教授法の導入が日本最初の社会教育論＝風俗改良的社会教育論の登場を、学校教育の側から理論的に準備したと指摘した。それが、日本における社会教育論の形成を準備した第1の条件であったとするならば、この德育論争は日本における社会教育論の形成を準備した第2の条件であったとていいであろう。

IV 森有礼の德育方針と社会教育の関係

明治18年伊藤博文内閣の文部大臣に就任した森有礼は、教育制度全般にわたる大改革を行った。明治19年5月「小学校令」を制定し、小学校は尋常科4年、高等科4年の8年制で、尋常科就学を義務とした。尋常小学校の学科は、修身、読書、作文、習字、算術、体操、土地の状況によって図画か唱歌の何れか又は両方を加えるとなった。高等科に於いても、修身が筆頭となった。

森は小学生に対する德育の在り方について、「儒教から採った難しい嘉言集を修身科の教科書として用い、児童に暗誦させたり字義の解釈させたりする指導は、子どもの発達に即していない。幼童には実例をあげて心に感動を与え、正善の行為を習慣づけてゆくように助け導くべき」であるという考えに立っていた³¹⁾。

森の「幼童には実例をあげて心に感動を与え、正善の行為を習慣づけてゆくように助け導くべき」であるという考え方もまた、社会教育論の形成史から見ると極めて重要な意味を持っている。日本における社会教育論の形成を学校教育の側が準備した第3の条件であったとていいからである。

佐藤は、「目下のところ、筆者が『初期社会教育論』と呼んでいる」のは次の資料であるとして、明治20年前後に執筆された「社説 教育報知の改良」(『教育報知』44号、明治19年11月20日)・「信濃 細川兼太郎 社会教育の概目」(『教育時論』73号、明治20年4月)・杉浦重剛「加藤弘之君の德育論」(『読売新聞』明治21年5月15日)の3論稿をあげている。この3資料のうち「信濃 細川兼太郎 社会教育の概目」は、まさしく森のねらいに沿った社会教育による德育論である。少々冗長になるが全文を引用しよう。

「幼年教育を分ちて学校教育、家庭教育、社会教育の三となす。就中人の性行を左右するに最も勢力ある者は、家庭教育を以て第一とし社会教育之に次ぎ学校教育は其勢力極めて薄弱なるものなり、小学教師にして能く此点に注目し所謂教室外の教育なる者に向て矯正の術を運らさば必ずや学校教育の一を以て其他の二教育を動かすに足るべきものあらん今社会教育の細目を挙ぐれば次の如し

い、父母教師の躬行(飲酒、喫煙、服飾の如何、晨起、言語、動作、約束、等の規律守時、勤勉、忍耐、節儉、決断、静粛、謹慎等の諸徳)よりするもの

ろ、周囲に圍繞せる庶人の習俗よりするもの

は、世上の流行物よりするもの

に、俗間の歌舞演技音曲等よりするもの

ほ、家屋の構造衣服の製方等よりするもの

へ、宴会並びに交際の模様等よりするもの

と、必要外の修飾等よりするもの

ち、新聞並びに絵画等よりするもの」

以上のように、「社会教育の細目」＝徳目を、日常生活に即して非常に具体的にあげている。もとよりこれは大人に向けて提示され、大人が自ら改善すべき習慣・慣習＝風俗＝徳目をあげているわけであるが、その真の目的は子どもの習慣・慣習＝風俗の改善にこそあったのである。したがって、森有礼の德育方針を我が国における社会教育論の形成を準備した第3の条件であったとていいであろう。

終わりに

日本の社会教育論の萌芽は、明治20年前後に、学校教育の道德教育を補完すること契機として形成されたとの見解はを明らかにしたのは佐藤三三である。しかし、「なぜ、道德教育の補完であったのか」というその必然性については、言及されていない。本稿はそれを明らかにすることができたと考えている。第1に、教訓・模範・練習という開発教授法の導入であり、第2に徳育を巡る論争であり、第3に森の「正善の行為を習慣づけてゆく」という徳育の方針である。

また、もう1点確認できることがある。明治前期は、道德の混乱期であった。それを克服するために、学校教育（道德教育）と社会教育が相互に関係し合い、両輪となって子どもの道德性を育もうと試みていた時代であったということである。この事実は現代に敷衍して誤りのないことではなからうか。

- 1) 文部科学省「小学校学習指導要領解説道德編」平成20年8月, p31
- 2) 勝部真長「道德教育の歴史」玉川大学出版部, 1986年3月, p15
- 3) 同上, p15
- 4) 藤田昌士『東京大学教育学部紀要 第八巻』, p196
- 5) 文科省の意図は、享保19年(1774)に出版された常磐漂北(貞尚、堯民とも号した)の『民家童蒙解』であった。明治5年の学制に於いて定められた所の小学教則に拠ると、下等小学校の第一年級の修身は民間童蒙解(全4冊享保, 19年常磐漂白著), 童蒙をしへ草(全5冊, 明治5年福沢諭吉訳)によって教師が口授することになっている。(『教育五十年史』, p151より)しかし、入手難のため使用されないうちに、明治7年になって青木輔清『小学教諭民家童蒙解』(同盟社)が出版され、多く使用された。青木本の1, 2巻は和・漢・洋の修身書から善言を引用しつつ幼 童子女のために教訓を説き、3巻以下はアメリカのウィルラードの修身書の抄訳である。
- 6) 「童蒙教草」は明治5年イギリス人チャンブルの『モラル・カラスブック』を福沢諭吉が翻訳
- 7) 「西泰勸善訓蒙」全編3冊(明治4年)はフランスのボンヌが小学児童のために書いた書物の翻訳、後編8冊(明治6年)はアメリカのウインスローの『モラル・フィロソフィー』の抄訳、続編4冊(明

治8年)はアメリカのローレンス・ヒコックの『システム・オブ・モラル・サイエンス』の抄訳で、訳述は箕作麟祥である。

- 8) 「修身論」(明治7年)の原著はアメリカのフランシス・ウェーランドの『エレメンツ・オブ・モラル・サイエンス』で、訳者は阿部泰蔵で、文科省から刊行される。
- 9) 「性法略」(明治4年)は西周^{にしあまね}、津田真道^{つだまきみち}が幕末に留学し、聴講したオランダのライデン大学教授フィッセルングの性法(自然法)の講義を神田孟恪(孝平)が翻訳し、西、津田が序文を書いて刊行した。
- 10) 勝部真長「前掲2」, p18
- 11) 明治7年に東京築地の育英小学校に入学した作家の内田魯庵は、小学校で受けた修身科の授業の述懐について、「1周1回、大抵土曜日の1時間を当てられたが、有り触れた修身道話が繰り返され……(中略)、当時の私たちの先生は講釈好きで、(中略)就寝の時間に太閤記や義士伝の講釈をして聴かした」による。
- 12) 勝部真長「前掲2」, p27
- 13) 久木幸男「日本教育論争史録・第1巻近代編(上)第一法規出版, 昭和55年7月, pp. 41-50
- 14) 佐藤三三「社会教育は、なぜ「社会教育」と命名されたのか(その2)」弘前大学教育学部紀要第102号, 2009, p134
- 15) 梅根悟「世界教育史大系39」講談社, 昭和52年5月, pp. 16-17
- 16) 佐藤三三「前掲14」, p139
- 17) 勝部真長「前掲2」, pp. 30-31
- 18) 同上, p31
- 19) 同上, p33
- 20) 同上, pp. 33-34
- 21) 同上, p34
- 22) 同上, pp. 33-34
- 23) 同上, p36
- 24) 同上, p36
- 25) 同上, pp. 38-41
- 26) 同上, p41
- 27) 同上, pp. 46-47
- 28) 同上, p46
- 29) 同上, pp. 47-48
- 30) 同上, pp. 49-50
- 31) 同上, p55

(2012. 1. 10受理)